

証券コード 5423
2021年 5 月 28 日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号

霞が関東急ビル

東京製鐵株式会社

取締役社長 西 本 利 一

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年 6 月 23 日（水曜日）午後 5 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年 6 月 24 日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
ホテルニューオータニ ガーデンタワー 鳳凰東中の間
3. 目的事項
報告事項 第107期（2020年 4 月 1 日から2021年 3 月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。） 3 名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (2) 株主総会において議決権を行使するための代理権を証明する方法については、代理権を証明する書面（委任状）を議決権行使書用紙とともに提出する方法によるものとします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、会場受付にて同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tokyosteel.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

- (1) ご入場の際には、マスクをご持参・ご着用のうえ、議場受付に設置されているアルコール消毒液のご使用をお願い申し上げます。
- (2) 議場受付にて非接触型体温計による検温を実施いたします。発熱が確認された場合は、ご入場の制限をさせていただきます。
- (3) 従来よりも間隔を空けた席配置としているため、ご準備できる席数が限られております。このため、満席となった場合にはご入場をお控えいただく場合がございます。
- (4) 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場等が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。
(<http://www.tokyosteel.co.jp/>)

添付書類

事業報告（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が、我が国経済に甚大な影響を及ぼすなか、国内の粗鋼生産量は、およそ半世紀ぶりとなる水準まで落ち込み、鉄鋼製品市況は秋口にかけて低迷しました。一方下半期には、海外で各国の景気刺激策などにより鋼材需要が高まり、世界的に鉄鋼生産が回復したため、鉄鋼原料価格に強い上昇圧力がかかりました。

このような状況のもと、当社におきましては、製品販売数量が、国内鋼材需要の低迷を受けて、前期比で30万トンを超える落ち込みとなりました。製品出荷単価につきましては、期初以降、前期を大幅に下回る水準で推移するなか、段階的に販売価格を値上げいたしましたが、販売単価の上昇が出荷単価に反映されるまでには時間を要することもあり、当期間の平均出荷単価は前期比で8千円弱の下落となりました。一方、主原料である鉄スクラップの平均単価は、第3四半期以降の海外市況の急伸を背景に、前期から2.5千円程度上昇したため、利幅が縮小し、当社の業績を圧迫しました。

売上高は、製品出荷数量の減少と製品出荷単価の下落により141,448百万円（前年実績179,924百万円）となりました。利益面では、営業利益は3,995百万円（前年実績17,360百万円）、経常利益は4,994百万円（前年実績17,858百万円）となりました。また、繰延税金資産を追加計上したこと等により、当期純利益は5,889百万円（前年実績13,795百万円）となりました。

以上のような次第ではございますが、当期の期末配当金は、1株につき8円とし、既に実施いたしました中間配当とあわせ、年間の配当金を16円といたしたいと存じます。

また、2021年4月23日開催の取締役会において、機動的な資本政策を実施するため、取得株式数215万株、取得価額2,000百万円を上限とする自己株式取得を決議いたしました。

品目別の生産高及び売上高は、次のとおりであります。

品 目	生 産 高		売 上 高	
	数 量	前 期 比	金 額	前 期 比
	千トン	%	百万円	%
鋼 材	2, 113	85. 5	138, 575	78. 1
そ の 他	—	—	2, 873	114. 9
合 計	2, 113	85. 5	141, 448	78. 6

(2) 資金調達の状況

当期におきまして、設備資金のため、金融機関より「地域ESG融資促進利子補給事業」制度を通じて、700百万円の調達を実施いたしました。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は7,803百万円であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響については予断を許さないものの、米国の大規模な財政出動や、中国の景気刺激策などを受けて、世界経済は昨年の落ち込みから回復し、海外の鋼材需要は拡大に向かうと予想されます。国内の鋼材需要につきましても、設備投資の持ち直しや、製造業の生産水準の改善などにより、総じて回復基調をたどると見込まれます。このような状況のもと、鉄鋼製品市況は国内外で上昇することが期待される一方で、鉄鋼生産の拡大を背景とした原料価格の高止まりや、電力料金・諸資材価格の上昇によるコストアップが懸念されます。

当社といたしましては、引き続き、需要に見合った生産を徹底しつつ、販売価格の回復をはかってまいります。また、国内外の製品・原料事情の変化に対し、営業部門と生産部門の一層の連携により、より迅速・柔軟に対応できる体制の構築に取り組んでまいります。

営業面では、引き続き国内外で新規需要先の開拓に努め、電炉鋼材の特性を活かしたレーザ切断性に優れた鋼板や特寸H形鋼の拡販に加えて、製造品種のサイズ拡大など、顧客ニーズを満たす製品の供給を拡大してまいります。

生産面では、全工場で安全管理体制をさらに強化し、法令遵守を徹底するなかで、引き続き、歩留まりの向上と副原料その他各原材料の使用原単位の低減に積

極的に取り組み、徹底したコストダウンを実現して利益の向上をはかってまいります。加えて、全社を挙げて省エネルギーの取り組みを進め、そのための設備投資についても、引き続き積極的に実施してまいります。さらに、品質面では、社長直轄の技術開発部が、営業部門・生産部門とのより密接な連携のもとに、特に鋼板類の顧客ニーズに的確に応える品質の実現を推進するとともに、全社横断的な研究・開発を一層展開し、より幅広い製造品種を生産できるよう、鋭意取り組んでまいります。

近年、SDGsの推進が社会の共通認識となり、我が国においても2050年に向けたカーボンニュートラルに係る目標が掲げられるなか、当社は、「Tokyo Steel EcoVision 2050」とともに、電炉鋼材の普及に一層積極的に取り組んでまいります。鉄鋼製品生産1トン当たりの当社のCO₂発生量は、鉄鉱石・石炭を主原料とする場合と比較して概ね四分の一であります。貴重な国内資源である鉄スクラップを、より付加価値の高い様々な鉄鋼製品へアップサイクルすることを通じて、当社は引き続き、「循環型社会」と「脱炭素社会」の実現に寄与すべく尽力してまいります。

そして、上記の理念や目標を現実のものとするためにも、日々、弛まぬコストダウンと品質向上への取り組みを強力に推し進め、条鋼類・鋼板類ともに、多様化する需要家のニーズにお応えしながら、鉄スクラップの高度利用をはかっていくことで、さらなる企業業績の向上を実現するべく、全社一丸となって、ますます尽力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 104 期 2018 年 3 月 期	第 105 期 2019 年 3 月 期	第 106 期 2020 年 3 月 期	第107期(当期) 2021 年 3 月 期
売 上 高	164,137 百万円	207,109	179,924	141,448
当 期 純 利 益	11,305 百万円	15,444	13,795	5,889
1株当たり当期純利益	78.88 円	110.03	103.45	48.04
総 資 産	174,271 百万円	185,673	178,313	185,887
純 資 産	117,989 百万円	125,885	129,892	130,903
1株当たり純資産額	829.80 円	921.57	1,014.73	1,093.64

(6) 主要な事業内容

電気炉及び連続鑄造設備により鋼片を製造し、これを素材として、鋼板、形鋼、異形棒鋼及び鋼管を生産し、主として指定商社を通じてその販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

支 店：大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（北九州市）

営 業 所：岡山（倉敷市）、宇都宮（宇都宮市）

工 場：田原（田原市）、岡山（倉敷市）、九州（北九州市）、宇都宮（宇都宮市）

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,020 名	+31 名	38.3 歳	16.2 年

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	百万円 1,450

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2021年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 603,000,000株
 ②発行済株式の総数 119,694,457株（自己株式35,369,792株除く）
 ③株主数 11,125名
 ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
合同会社TOS	18,400	15.37
公益財団法人池谷科学技術振興財団	13,000	10.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,783	6.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,407	6.19
合同会社MYJ	4,800	4.01
池谷正成	4,612	3.85
酒井真美	4,572	3.82
宜本興産株式会社	4,000	3.34
合同会社MYM	2,750	2.30
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	2,677	2.24

- （注）1. 上記のほか、当社が自己株式35,369千株を保有しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	11,265	3

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西 本 利 一	取締役社長（代表取締役）社長執行役員	公益財団法人池谷科学技術振興財団理事
今 村 清 志	常務取締役 常務執行役員（営業本部長）	
奈 良 暢 明	取締役 執行役員（総務部長）	公益財団法人池谷科学技術振興財団常務理事
足 立 俊 雄	取締役 監査等委員（常勤）	
松 村 龍 彦	取締役 監査等委員	弁護士
野 元 三 夏	取締役 監査等委員	弁護士 スバル興業株式会社 監査等委員である社外取締役

- (注) 1. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員として足立俊雄氏を選任しております。
2. 取締役（監査等委員）松村龍彦及び取締役（監査等委員）野元三夏の両氏は、社外取締役であります。
3. スバル興業株式会社と当社の間には特別の関係はありません。
4. 取締役（監査等委員）松村龍彦及び取締役（監査等委員）野元三夏の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小 松 崎 裕 司	執行役員（営業副本部長兼鋼板部長）	
國 米 博 之	執行役員（岡山工場長）	
兒 島 和 仁	執行役員（田原工場長）	
浅 井 孝 文	執行役員（大阪支店長）	
西 村 康 紀	執行役員（営業副本部長）	
中 上 正 博	執行役員（九州工場長）	
酒 井 久 敬	執行役員（宇都宮工場長）	

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬等の内容に係る決定に関する方針は、内規を定め、そのなかで取締役ごとに、その業務執行権・経験等に応じて基準となる年間報酬額を定め、毎年の春季交渉で会社業績を勘案して妥結される従業員賞与の増減を基に決定される管理職年俸額の変動幅を、取締役報酬額の年次ごとの決定にも反映させることで、業績との連動性を持たせております。取締役の報酬は、その総額のうち譲渡制限付株式付与の為の報酬を除いた金額を、月例按分した金銭による固定報酬とし、譲渡制限付株式付与の為の報酬については毎年、一定の時期に付与するものとしております。

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、内規に基づく算定方法に対し、監査等委員が確認を行ったのち、取締役会にて承認を行うことで、取締役の個人別の報酬の内容が確定しております。

また、上記の方針につきましては、取締役会決議によって決定しております。

なお、本事業年度に係る取締役の個人別の報酬につきましては、上記の方針に準ずる手続を経て決定したものでありますので、取締役会はその内容が上記方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬には業績連動要因はありません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬額は2019年6月26日開催の第105回定時株主総会において、年額報酬は総額1億9,200万円を上限とし、取締役の年間報酬額の範囲内で、譲渡制限付株式付与の為の報酬を年額1,920万円以内で支給することを決議しております。譲渡制限付株式報酬制度の導入により、取締役に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主間の価値共有をはかっております。

また、監査等委員である取締役の報酬額は2015年6月25日開催の第101回定時株主総会において、月額200万円以内で支給することを決議しております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名、監査等委員である取締役は3名となります。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。）	140	133	7	3
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	21 (9)	21 (9)	—	3 (2)

(注) 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 松村龍彦

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会9回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。役職員と必要に応じ随時打ち合わせを行うとともに、工場等の往査も行っております。弁護士として法令について豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただく等の期待に対し、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言など適切な役割を果たしていただいております。

② 取締役（監査等委員） 野元三夏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会9回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。役職員と必要に応じ随時打ち合わせを行うとともに、工場等の往査も行っております。弁護士として法令について豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただく等の期待に対し、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言など適切な役割を果たしていただいております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 31百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査計画の妥当性、監査等委員へのコミュニケーション・報告・回答の妥当性等監査法人としての品質管理の点において問題があると認めた場合には、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会規程に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に定める事項、その他重要な会社の決議事項については、取締役会の決議事項として取締役会規程に規定しており、代表取締役を含む業務執行取締役（以下「取締役」という。）及び執行役員は、取締役会決議に基づき、業務を執行するとともに、業務の執行の状況等につき取締役会に報告を行うこととし、取締役及び執行役員相互の職務執行を監督する体制を整備している。さらに、取締役及び執行役員の職務執行の状況については、各取締役及び執行役員が監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）に、速やかに報告することにより、適切に監査を受ける体制を整備し、これを運用している。加えて、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制の整備に努める。また、適切な企業統治を継続できるよう、法

令等の改正の動向等もふまえながら、当社に適合した企業統治の体制を検討し、構築し、及び発展させていくことに努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における議事の経過及びその結果は、取締役会規程に基づき議事録に記載し、出席した取締役及び監査等委員が記名捺印のうえ、10年間本社に保存することとし、これを実施している。

また、インサイダー取引の規制に関する規程により、取締役、監査等委員、執行役員及び使用人（以下「役職員」という。）がその業務に関して取得する内部情報の管理、役職員の服務等について必要な基本的事項を定めており、これを遵守している。

さらに、役職員が、業務に関して取得する会社の技術上または営業上の有用な情報の管理及び個人情報保護については、内規により、役職員の守秘義務を定めるとともに、本社各部門・部の責任者及び各事業所の責任者がそれぞれの担当部署の情報管理責任者として管理すること及び総務担当取締役または総務担当執行役員（不在の場合、本社総務部長）が総括情報管理責任者として全社情報管理の推進をはかることを定めているほか、各役職員に対して、外部からの不正アクセス及び外部への情報の流失を回避するための社内情報機器使用上の遵守事項を定め、加えて、情報システム管理規程を整備し、担当取締役または担当執行役員が情報システム統括管理責任者として、情報システム管理責任者・情報システム担当者に指示することで、情報システムに関する設備・サービスの利用についての取り決めを全ての情報システム利用部署に周知・徹底して、全社情報システムの信頼性の確保と効率性の向上に努めることとし、これらは遵守されている。

これらの規程については、取締役会により改廃を行うものとしている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

工場における災害・事故等、企業活動の中で生じる可能性のある各種のリスクについては、本社及び各工場で危機管理マニュアルを作成して、予想されるリスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を定め、これに沿って対応している。

取引先等と基本契約を締結する場合、本社で契約書を締結する場合は本社総務担当部署及び監査等委員が、また、各工場で締結する業務請負契約その他の新規取引については本社総務担当部署、本社関連部署及び監査等委員が、契約内容の妥当性及び法令に違反する事項がないか等の確認を行っている。

重要な資産の購入・廃棄等に関しては、原則として1億円以上の資産については取締役会において、5百万円以上の資産については「投資委員会規程」に

基づき、代表取締役を委員長とし複数の取締役または執行役員で構成される投資委員会において、それぞれ審議のうえ決定している。また、資金の運用に関しては、元本毀損のおそれがある金融取引を行う場合には、取締役会の決議を必要とすることを定めている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

2019年6月に執行役員制度を導入し、取締役会については、迅速な意思決定と監督機能に重点をおいた体制へと移行するとともに、執行役員に業務の執行を委ねることにより、機動性及び効率性の向上をはかっている。

取締役会規程に基づく年間9回の定時取締役会と、必要に応じて開催される臨時取締役会、また、取締役・執行役員・工場長その他の重要職員で構成される経営会議を原則毎月行っており、年次・四半期及び月次の各決算につき、予算の進捗を把握し、業績の管理を行うとともに、各事業部門が実施すべき具体的な施策を決定し、業務執行の効率化をはかっている。また、それぞれの会議には監査等委員も出席し、取締役の職務の執行が適正に行われていることにつき確認を行っている。また、内部統制システムの整備及び運営状況の確認については、総務担当取締役または総務担当執行役員（不在の場合、本社総務部長）が管掌している。

経営上の最優先課題である安全・環境・品質の特定事項に関しては、事業所ごとでの推進とあわせて、全社レベルでの意識の高揚と徹底をはかるため、代表取締役を委員長とする中央安全衛生委員会・中央環境委員会・中央品質管理委員会を設けており、監査等委員も出席のもとで、各々年2回開催し、それぞれに調査・研究・審議を行っている。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

本社・工場における業務の分担を定義し、コンプライアンス上の責任の所在を明らかにするため、業務分掌規程を設け、これに基づいて運用を行っている。また、インサイダー取引の規制に関する規程の制定、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止のための研修・教育を実施すること等により、使用人に対して、法令を遵守することを義務付けるとともに、企業活動に関する各種の法令の周知徹底と教育に努めている。

反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

取引先との間で、各種の基本契約書を締結する際には、前述のとおり、本社総務担当部署、本社関連部署及び監査等委員が、契約内容の妥当性及び法令に違反する事項がないか等の確認を行っていることに加えて、営業関係取引先の与信管理については、取引先の信用状況の把握・債権回収期間の短縮・銀行保

証または親会社からの連帯保証の取付等を実施するとともに、一度信用不安が発生したまたは発生する恐れが生じた場合の出荷差止め・物品差押さえ等に関する社内対応マニュアルを定めて将来の危険予防体制を構築しており、これに沿って対応している。

監査等委員は、定期的に、本社及び工場の取締役、執行役員及び使用人と個別面談を行い、法令・定款に反する事項がないか、随時監査を行っている。また、公益通報者保護制度を定め、総務担当取締役または総務担当執行役員（不在の場合、本社総務部長）及び常勤の監査等委員である取締役が公益通報に関する社内の通報窓口として、また、監査等委員である社外取締役を社外の通報窓口として、通報者からの情報を受け付ける体制を整備し、運用している。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合における当該取締役または使用人に関する事項及び当該取締役または使用人の他の取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役または使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役、執行役員または使用人を置くことを求めた場合には、速やかに、相応の体制を整備することとしている。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に係る人事評価・異動のほか、他の取締役、執行役員からの指示命令の排除等、独立性に関する事項については、監査等委員会の意向を最大限尊重するものとし、監査等委員会から監査業務に関する指示及び命令を受けた取締役、執行役員または使用人は、その指示及び命令については他の取締役から指示命令を受けないものとしている。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制、並びに監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

取締役及び執行役員は、監査等委員に対して、取締役会において業務執行の状況等について報告するとともに、経営会議及び経営上の最優先課題である安全・環境・品質について審議する各委員会への出席を要請することとし、経営上の重要事項についての決定の報告を確実なものとするよう努めている。また、代表取締役及び総務担当取締役または総務担当執行役員（不在の場合、本社総務部長）は、日常より監査等委員と必要に応じて随時打ち合わせを行って、その他の重要な事項についても、監査等委員会に対して速やかに報告できるよう努めている。さらに、本社で行われる日常の監査業務及び定期的に行われる事業所ごとの業務監査を通じて、本社・工場の取締役、執行役員及び使用人

は監査等委員会に対して監査に必要な情報を適宜提供している。

また、取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会及び監査等委員に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役、執行役員及び使用人について不利な取り扱いをすることを禁じている。

監査等委員会及び監査等委員が職務の執行に必要な費用の前払又は立替払の償還を請求した場合、会社が定める手続きに基づき、速やかに支払いを実施する体制を整備している。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会及び監査等委員は、監査の実施にあたり、情報収集のため、会社の監査業務を担当する総務部門との連携を密にするとともに、必要と認める場合において、弁護士・公認会計士等の外部専門家と打ち合わせを行うことで、監査の実効性を高めている。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の属する普通鋼電炉業界の大きな特色は、装置産業であることと市況産業であることであります。業界のなかで最新の生産技術を保持し、高い生産性と競争力とを継続的に保ち、成長を続けていくためには、一定の期間において、設備の更新を慎重かつ大胆に実行していく必要があります。市況産業であるため業績が景気変動に大きく左右されやすいなかで、投資を自己の判断で的確なタイミングで行っていくためには、内部留保は極めて重要であり、また、株主の利益を長期的に確保することになると考えております。従って、当社は、利益配分の基本方針としては、一定の株主還元を保つという考え方を採るのではなく、総還元性向は業績に応じて決定することを原則といたします。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき8円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき8円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき16円となります。

また、当期におきましては、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づいて自己株式8,336千株を5,608百万円にて取得いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

2021年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	105,391	流 動 負 債	42,014
現 金 及 び 預 金	4,332	支 払 手 形	151
電 子 記 録 債 権	378	電 子 記 録 債 務	1,385
売 掛 金	17,877	買 掛 金	25,920
有 価 証 券	54,000	一年内返済予定の長期借入金	675
商 品 及 び 製 品	15,760	リ ー ス 債 務	260
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11,944	未 払 金	2,348
そ の 他	1,115	未 払 費 用	7,157
貸 倒 引 当 金	△18	未 払 法 人 税 等	160
固 定 資 産	80,496	前 受 金	3,056
有 形 固 定 資 産	64,898	預 り 金	93
建 物	6,796	賞 与 引 当 金	578
構 築 物	1,378	そ の 他	225
機 械 及 び 装 置	15,489	固 定 負 債	12,969
車 両 及 び 運 搬 具	244	長 期 借 入 金	775
工 具 器 具 及 び 備 品	3,485	退 職 給 付 引 当 金	6,477
土 地	32,800	リ ー ス 債 務	483
リ ー ス 資 産	778	資 産 除 去 債 務	189
建 設 仮 勘 定	3,925	そ の 他	5,043
無 形 固 定 資 産	231	負 債 合 計	54,984
ソ フ ト ウ ェ ア	211	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	19	株 主 資 本	125,393
投 資 其 他 の 資 産	15,365	資 本 金	30,894
投 資 有 価 証 券	13,649	資 本 剰 余 金	28,844
長 期 貸 付 金	90	資 本 準 備 金	28,844
長 期 前 払 費 用	43	利 益 剰 余 金	95,021
繰 延 税 金 資 産	1,278	利 益 準 備 金	3,863
そ の 他	303	そ の 他 利 益 剰 余 金	91,157
貸 倒 引 当 金	△0	圧 縮 記 帳 積 立 金	1,173
		繰 越 利 益 剰 余 金	89,983
		自 己 株 式	△29,367
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,509
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,509
		純 資 産 合 計	130,903
資 産 合 計	185,887	負 債 ・ 純 資 産 合 計	185,887

損 益 計 算 書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

科 目	金 額
売 上 高	141,448
売 上 原 価	121,639
売 上 総 利 益	19,808
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,813
営 業 利 益	3,995
営 業 外 収 益	1,188
受 取 利 息 及 び 配 当 金	319
そ の 他	869
営 業 外 費 用	189
支 払 利 息	26
そ の 他	163
経 常 利 益	4,994
特 別 利 益	17
固 定 資 産 売 却 益	17
特 別 損 失	718
固 定 資 産 除 却 損	718
税 引 前 当 期 純 利 益	4,293
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,631
当 期 純 利 益	5,889

百万円

株主資本等変動計算書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計		
						圧縮記帳 積 立 金	圧 縮 特別勘定 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	30,894	28,844	—	28,844	3,863	1,191	68	86,018	91,142	△23,779	127,103
当 期 変 動 額											
圧縮記帳積立金の積立						68		△68	—		—
圧縮記帳積立金の取崩						△86		86	—		—
圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩							△68	68	—		—
剰 余 金 の 配 当								△2,006	△2,006		△2,006
当 期 純 利 益								5,889	5,889		5,889
自己株式の取得										△5,609	△5,609
自己株式の処分			△4	△4						20	15
自己株式処分 差 損 の 振 替			4	4				△4	△4		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△17	△68	3,965	3,878	△5,588	△1,709
当 期 末 残 高	30,894	28,844	—	28,844	3,863	1,173	—	89,983	95,021	△29,367	125,393

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 2,789	百万円 2,789	百万円 129,892
当 期 変 動 額			
圧縮記帳積立金の積立			—
圧縮記帳積立金の取崩			—
圧縮特別勘定 積立金の取崩			—
剰余金の配当		△2,006	
当期純利益		5,889	
自己株式の取得		△5,609	
自己株式の処分			15
自己株式処分 差損の振替			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,720	2,720	2,720
当期変動額合計	2,720	2,720	1,010
当 期 末 残 高	5,509	5,509	130,903

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ…時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、原材料、貯蔵品…月別総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方式）によっております。

未 着 原 材 料…個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方式）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法（リース資産を除く）に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産…定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法（リース資産を除く）法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産…所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

長期前払費用…均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額により設定を行っております。

賞 与 引 当 金…従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期より費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に記載した金額 繰延税金資産 1,278百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動や会社の経営状況などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡大または収束を予測することは困難な状況であります。当社への影響は限定的であるとの仮定に基づき、当事業年度における会計上の見積りを行っております。

なお、当感染症の収束時期は不透明であるため、今後の状況の変化により、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 400,959百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下に基づく簿価切下額 (△は戻入)
売上原価 △533百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	155, 064, 249	—	—	155, 064, 249

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	27, 057, 207	8, 336, 989	24, 404	35, 369, 792

(注) 自己株式の数の増減の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取による増加	789株
会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく取得による増加	8, 336, 200株
取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少	24, 404株

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

イ. 2020年6月25日開催の第106回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1, 024百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	8円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月26日

ロ. 2020年10月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	982百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	8円
・基準日	2020年9月30日
・効力発生日	2020年11月24日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2021年6月24日開催の第107回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	957百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	8円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月25日

4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	177百万円
退職給付引当金	1,983
資産除去債務	58
減損損失	14,579
繰越欠損金	10,480
その他	463
繰延税金資産小計	27,741
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△10,319
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△13,647
評価性引当額小計	△23,966
繰延税金資産合計	3,775

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△527百万円
その他有価証券評価差額金	△1,969
繰延税金負債合計	△2,497
繰延税金資産（又は負債）の純額	1,278

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は、取得日から3か月以内に満期の到来するリスクの少ない短期的な預金を中心に行っております。また、設備資金及び長期運転資金として、一部の資金を銀行等金融機関から調達する場合があります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び電子記録債権等の営業債権は、顧客の信用リスクに晒されており、輸出取引により生じた外貨建債権については、為替変動の影響を受ける可能性があります。

有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金及び債券並びに株式であり、市場価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、支払手形等は、ほとんどが6か月以内の支払期日であります。一部外貨建債務については、外貨建売掛金の残高の範囲にあるものを除き、為替変動の影響を受ける可能性があります。

デリバティブは、通常の営業過程における輸出取引に伴う外貨建取引の為替の変動によるリスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金及び電子記録債権等に係る顧客の信用リスクについては、取引先の信用状況の把握・債権回収期間の短縮・銀行保証または親会社からの連帯保証の取付等を実施するとともに、信用不安の発生に備えた社内対応マニュアルによりリスク低減をはかっております。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の売掛金については、為替の変動に対して、先物為替予約を利用してリスク低減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	4,332	4,332	—
(2) 電子記録債権	378	378	—
(3) 売掛金	17,877	17,877	—
(4) 有価証券	54,000	54,000	—
(5) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,300	4,299	△0
その他有価証券	9,314	9,314	—
(6) 支払手形	(151)	(151)	—
(7) 電子記録債務	(1,385)	(1,385)	—
(8) 買掛金	(25,920)	(25,920)	—
(9) 未払金	(2,348)	(2,348)	—
(10) 長期借入金	(1,450)	(1,430)	19
(11) リース債務	(744)	(744)	—
(12) デリバティブ取引	(35)	(35)	—

※負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金及び(4) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金及び(9) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及び(11) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、リース債務（流動負債）は、リース債務に含めております。

(12) デリバティブ取引

時価の算定は、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額35百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県田原市所在の田原工場の敷地、その他の地域の敷地を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する情報

貸借対照表計上額	時価
百万円	百万円
4,587	8,389

(注) 当事業年度末の時価は、鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,093円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 48円04銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行のため、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得対象株式の種類

当社普通株式

3. 取得する株式の総数

215万株（上限）

4. 取得価額の総額

20億円（上限）

5. 取得期間

2021年4月26日から2021年12月31日まで

6. 取得方法

市場買付

(金額の表示)

金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東京製鐵株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 俊治 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 會田 大央 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製鐵株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの、第107期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会が監査の方針、監査計画等を定めた上で、各監査等委員が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査等委員会で報告及び協議するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることで、監査を実施いたしました。

各監査等委員は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

なお、監査等委員 野元三夏及び松村龍彦は社外取締役であります。また、監査等委員 足立俊雄は常勤の監査等委員であります。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

東京製鐵株式会社 監査等委員会

監査等委員 野 元 三 夏 ㊞

監査等委員 松 村 龍 彦 ㊞

監査等委員 足 立 俊 雄 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社の属する普通鋼電炉業界の大きな特色は、装置産業であることと市況産業であることであります。業界のなかで最新の生産技術を保持し、高い生産性と競争力とを継続的に保ち、成長を続けていくためには、一定の期間をおいて、設備の更新を慎重かつ大胆に実行していく必要があります。市況産業であるため業績が景気変動に大きく左右されやすいなかで、投資を自己の判断で的確なタイミングで行っていくためには、内部留保は極めて重要であり、また、株主の利益を長期的に確保することにもなると考えております。従って、当社は、利益配分の基本方針としては、一定の株主還元を保つという考え方を採るのではなく、総還元性向は業績に応じて決定することを原則といたします。

これまで当社は、鉄スクラップの高度利用を推進するなかで、積極的に設備投資を実行して、製品の高付加価値化・多様化と生産性・品質の向上に努めてまいりましたが、これらの投資は、激しい競争に打ち勝ちながら、さらに強固な経営基盤を確立していくために必要な投資であり、今後とも、ますます多様化する需要家のニーズに応えられる設備の新設のための投資を、的確かつ機動的に実行できるよう、引き続き、内部留保の一層の充実に努めてまいります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき金8円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額 957,555,656円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）3名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	にし もと とし かず 西 本 利 一 (1960年5月28日生)	1984年4月 当社入社 1998年4月 岡山工場製鋼部長代理 1999年10月 岡山工場製鋼部長兼圧延部長 2001年6月 岡山工場圧延部長 2004年11月 高松工場長 2006年6月 代表取締役社長（現任） 2011年4月 公益財団法人池谷科学技術振興財団理事（現任） 2019年6月 社長執行役員（現任）	57,339株
西本利一氏は、2006年から現在に至るまで代表取締役を務め、当社社業の発展に寄与してまいりました。生産部門における経験を通じ、経営トップとして、当社の将来を担う設備投資を推し進めるとともに、製造技術及び品質の向上にも尽力し、リサイクル鋼材の用途拡大に取り組んでまいりました。また、変動する市場動向に迅速かつ柔軟に対処するにあたり、優れたリーダーシップを発揮し、当社の収益の拡大に貢献してまいりました。このような長年にわたる経営者としての経験を通じて、当社の持続的な企業価値の向上に資することが期待されることから、引き続き取締役候補者としております。			
2	いま むら きよ し 今 村 清 志 (1957年6月28日生)	1981年4月 当社入社 1992年4月 九州工場総務部長代理 1994年4月 大阪支社広島営業所長 1996年4月 鋼板部長 1999年4月 購買部長 2001年4月 名古屋支社長 2004年6月 大阪支社長 2006年6月 取締役大阪支社長 2009年4月 取締役購買部長 2011年6月 取締役総務部長 2011年10月 取締役営業本部長 2012年6月 常務取締役営業本部長（現任） 2019年6月 常務執行役員（営業本部長）（現任）	30,425株
今村清志氏は、長年にわたって営業業務に携わり、国内外の鉄鋼市場の動向や、需要家のニーズ等について、高い見識をもって職務を遂行しております。また営業部門のほか、購買・総務部門や工場勤務の経験を通じて、企業経営に關わる幅広い見識を有しており、取締役として当社の持続的な企業価値の向上に資することが期待されることから、引き続き取締役候補者としております。			
3	な ら のぶ あき 奈 良 暢 明 (1970年8月6日生)	1993年4月 当社入社 2011年6月 総務部長代理 2012年4月 総務部長 2012年6月 取締役総務部長（現任） 2015年6月 公益財団法人池谷科学技術振興財団常務理事（現任） 2019年6月 執行役員（総務部長）（現任）	33,112株
奈良暢明氏は、当社の総務部門における経験を通じ、高い見識をもって職務を遂行しております。取締役としての経営経験を通じて、当社の持続的な企業価値の向上に資することが期待されることから、引き続き取締役候補者としております。			

（注） 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あ だ ち と し お 足 立 俊 雄 (1961年4月3日生)	1984年4月 当社入社 2003年4月 宇都宮工場生産部長代理 2005年4月 宇都宮工場生産部長 2006年6月 宇都宮工場長 2009年6月 取締役岡山工場長 2011年6月 取締役田原工場長 2015年6月 常務取締役田原工場長 2019年6月 取締役（監査等委員）（常勤・現任）	20,500株
候補者足立俊雄氏は、当社3工場の工場長を歴任するなど生産部門における豊富な業務実績を通じて、企業経営に係る深い識見を有しており、当社の常勤の監査等委員である取締役としての経験、知見から職務を適切に遂行できると判断したことから監査等委員である取締役の候補者としております。			
2	の も と み なつ 野 元 三 夏 通称弁護士名 河澤三夏 (1969年7月11日生)	1995年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2006年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2017年4月 スバル興業株式会社 監査等委員である社外取締役（現任）	4,400株
野元三夏氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことが期待され、また人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。			
3	ほ し ひ ろ あき 星 宏 明 (1986年5月13日生)	2013年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）	0株
星宏明氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことが期待され、また人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者野元三夏氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
3. 候補者星宏明氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 野元三夏氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 星宏明氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 監査等委員である取締役候補者星宏明氏が所属する大西昭一郎法律事務所に対しては、当社より訴訟代理事務等を委任し、弁護士報酬を支払った実績がございますが、過去3年間の平均額は約2百万円と些少であり、当社社外役員独立基準を超過しない金額でございます。したがって、当該候補者は当社に対し十分な独立性を有していると考えております。

第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
みき かおり 三 木 薫 通称弁護士名 美和薫 (1971年12月11日生)	2003年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2019年 9 月 株式会社 A B & C o m p a n y 社外監 査役（現任）	0株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三木薫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 三木薫氏は、弁護士として豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことが期待され、人格的にも優れているため、補欠の監査等委員である取締役の候補者とするものであります。なお、三木薫氏は社外監査役として会社の経営に関与した経験もあることから、当社取締役会において当該視点から、社外取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。
4. 三木薫氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

[illegible]

[illegible]

株主総会会場ご案内図



会 場 ホテルニューオータニ ガーデンタワー 鳳凰東中の間
東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

最寄下車駅 東京メトロ半蔵門線 南北線・永田町駅(7番出口)下車 徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線 銀座線・赤坂見附駅(D出口)下車 徒歩3分
東京メトロ有楽町線・永田町駅(5番出口)下車 徒歩6分
JR・四ツ谷駅(麴町口)下車 徒歩8分